

毎週火、金曜日發行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 山林事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇告示 狂犬病予防法施行細則の一部改正
- ◇告示 山林事務所処務規程の一部改正
- ◇告示 有畜農家創設事業資金利子補助要綱の一部改正
- ◇選管告示 保険医の指定
- ◇選管告示 診療所所在地の変更
- ◇選管告示 身体障害者福祉法による医師の指定
- ◇選管告示 土地改良区役員の退任及び就任
- ◇選管告示 耕土培養地域の指定
- ◇公告 政党、協会その他の団体の解散の際の收支に関する報告書要旨
- ◇公告 定例教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県身体障害者更生指導所入所生募集要綱

## 規則

◇雜報 農業用毒物及び劇物取扱者試験の合格者  
出張所位置の変更

山林事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年二月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県規則第二号

山林事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

山林事務所長事務委任等に関する規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

二 木材業者及び製材業者の登録に関すること。（木材業者及び製材業者登録条例六、七、八）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年十二月二



別記様式第三号

收支決算書

収入の部

区	分	決算額	予算額	比較増減	備考
区	分	決算額	予算額	比較増減	備考
計					
有畜農家創設 資金利子補助金					
計					

附 則

別記様式第四号及び別記様式第五号を削る。  
この要綱は、昭和三十年度分の補助金から適用する。

鳥取県告示第五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三  
第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第  
二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指  
定した。

昭和三十一年二月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科目

各 診 療 所 在 地

氏 名 指 定 年 月 日

内科、小児科	宮脇医院	鳥取市東町二六二	宮脇直一	昭和三十一年一月十五日
内科	北垣病院	鳥取市庖丁人町二六	小橋 鴨夫	一月十四日
外科	北垣病院	"	朝日奈 勝	"

鳥取県告示第五十三号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に  
関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第五条の  
規定により次のように保険医から診療所所在地の変更の

届出があつた。

昭和三十一年二月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名 新診療所 診療所 所在地 変更 氏 名 変更年月日

内科	井本医院	岩美郡岩美町大字岩井 四五二	岩美郡岩美町大字陸上 六八〇	住所の 変更	井本 徳治	昭和三十七年 十二月十八日
小児科	田原医院	東京都豊島区西巢鴨三 丁目七五七	日野郡溝口町大字溝口 二六〇	管外 転出	田原 準一	" 十二月三十一日

鳥取県告示第五十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）  
第十五条第一項の規定にもとずき身体障害者が診断をう  
ける。医師を昭和三十一年一月十六日次のように指定し  
た。

昭和三十一年二月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

指定診療科名 氏 名 住 所

外科	都田 寅三	西伯郡境港町京町八二番地
内科	隅田 喜一	岸本町吉長三一三番地
"	古志 新	会見町市山四三一
外科	米川 温	八頭郡智頭町大字智頭一、八七五番 地 国民健康保険直営智頭病院内

鳥取県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年二月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

浜坂土地改良区

理事 坂田 義雄 鳥取市浜坂

稲光井手土地改良区

理事 金川 俊道 西伯郡大山町大字稲光

尾崎 清 大字野田

池田 広義 大字平

金田 広芳 大字中高

岡田 万藏 大字清原

河本 鶴吉 大字唐王

山根 事 大字唐王

綾木 喬薫 大字莊田

就任した役員の名及び住所

稲光井手土地改良区

理事 金川 俊道 西伯郡大山町大字稲光

尾崎 清 大字野田

池田 広義 大字平

金田 広芳 大字中高

岡田 伸樹 大字清原

河本 鶴吉 大字唐王

山根 事 大字唐王

綾木 唐薫 大字莊田

山内 勝次 大字妻木

水野保次郎 大字稲光

山内 勝次 大字妻木

水野保次郎 大字稲光

福見 正悦 大字上方

富田啓次郎 大字妻木

田中千代吉 大字唐王

今井 貞雄 大字唐王

鳥取県告示第五十六号

耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）第三条第一項の規定により、昭和三十一年度における第二次耕土培養（秋落水田改良）地域として次の市町村を指定する。

昭和三十一年二月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

指定市町村名 指定面積

米子市 三一町歩

岩美郡宇倍野村 一九〇

八頭郡佐治村 三〇〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十条の規定により、次の団体より解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十一年二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第七十条の規定による報告書

二 期間 昭和三十一年一月一日から

昭和三十一年一月二十五日まで

三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	佐治村青年団第三支団	寄附及び収入又は額の総額	1	一件千円以上の寄附	1	一件千円以上の支出の総額	1	一件千円以上の支出	1	一件千円以上の支出	1	報告書受理年月日	昭和三一、三〇
--------------	------------	--------------	---	-----------	---	--------------	---	-----------	---	-----------	---	----------	---------

四主たる寄附者及び支出  
 (一) 寄附者該当 なし  
 (二) 支出該当 なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号  
 定例教育委員会を次のとおり招集する。  
 昭和三十一年二月七日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道  
 一日時 昭和三十一年二月七日午前十一時  
 一 場所 鳥取県教育委員会会議室  
 一 議題 1 定例報告  
 2 昭和三十一年度予算について

公 告

鳥取県身体障害者更生指導所所生を次の要綱により募集する。

昭和三十一年二月七日  
 鳥取県知事 遠藤 茂  
 鳥取県身体障害者更生指導所 第四期入所生募集要綱  
 者更生指導所  
 肢体不自由者更生施設

鳥取県身体障害者更生指導所  
 所在地 鳥取市富安(駅裏工場地帯)  
 (電話 二、七二六番)  
 一 当所の目的

肢体不自由者を收容し医学的、心理学的管理のもとに機能回復訓練、生活訓練、職業訓練を施して、社会経済生活への参与並びに自立更生に対する基礎的陶やを行う。

二 訓練内容

- 1 機能回復訓練(治療、理学療法、作業療法、運動療法)
- 2 一般教養  
 教養、国語、数学、社会、英語、保健衛生、情操陶や、(音楽、美術、茶道等)
- 3 職能及び職業訓練  
 一定期間の職能訓練を経て、本人の志向及び社会的診断、職能検査等の総合判定の結果により、次に掲げる種目のうち最も適当なものについて職業技術の基礎的陶やを行う。  
 A 所内において行うもの  
 (1) ラジオ科  
 (2) 孔版科(謄写印刷)

B 委託して行うもの

- (1) 自転車組立修理
  - (2) 刻印
  - (3) 靴製作修理
- 委託方法  
 鳥取市内の理解並びに指導力がある優秀な専門業者を選定してこれに委託する。

三 訓練期間

一箇年以内とする。但し所長が必要と認めた場合は期間を延長することがある。

四 募集人員

二十五人(このうち所外委託職業訓練の要員は五人以内とする)

五 応募資格

身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由者であつて、次の各号に該当し、更生意欲が旺盛で、生活行動等が集団生活に適し、自ら進んで訓練を受けて自立をはか

らうとする者。

1 義務教育を修了した者、又はこれと同等以上の学力があるを認める者

2 介護を必要としない者

3 現に内部疾患及び伝染性疾患を有していない者

六 出願手続

別記様式による入所願書に健康診断書（内部疾患その他伝染性疾患を有していないことを証明するものであること）を添付し、次の期間中に、市に居住する者は市の福祉事務所へ、町村に居住するものは町村役場を経て管轄の地方事務所民生課へ（但し岩美、八頭、気高各郡は東部福祉事務所）提出のこと。

願書受付期間

自二月十日から至二月二十九日まで

地方事務所、福祉事務所が入所願書を受理したときは、鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）第二号様式による身上調査書並びに最終学校の学力及び品行調査書を添えて三月十日

までにこれを当所へ送附のこと。

七 入所選考

第一次選考

書類審査

第二次選考

1 身体検査

2 職能判定

3 知能及び学力テスト

4 面接調査

選考期日及び場所

三月二十日過ぎ鳥取、倉吉、米子の三箇所において実施するが詳細は第一次選考合格者に対し三月十五日頃通知する。

入所決定通知及び入所期日

決定通知 三月末日

入所期日 四月十日の予定

八 経費その他

1 授業料並びに実習材料費は徴收しない。

2 実習に要する器具は貸与する。

3 入所生は附設の寄宿舎に入舎するものとする。（特に所長の許可を受けた者を除く）但し舎費は徴

收しない。

4 身の廻り品、日用品、寝具は自己調達することがある。但し寝具については事情により貸与することがある。

5 入舎中の食費は実費（月額約千九百円）を徴収する。但し生活保護法の適用を受けている者、又はこれに準ずるものについては免除するものとする。

附記

当所には身体障害者福祉法第十一条に基く更生相談所及び補装具製作修理施設としての義肢工場が併設されているので、入所中これらの利用について便宜がある。

別記様式

入所願

貴所に入所したいので次の事項を記載してお願いいたします。

昭和 年 月 日	一、身体障害者 手帳	二、身体障害の 障害名	三、入所を希望 する理由	四、希望する職 業訓練科目	五、退所 後の計画	六、履 歴	七、自営（場 所） 就職（場 所） その他	八、
	九、	十、	十一、	十二、	十三、	十四、	十五、	十六、

鳥取県身体障害者更生指導所長

氏名 居住地

年 月 日生

印

